

第四条(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>2 略</p> <p>第八条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に所属する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、職務の級が佐賀県公立学校職員給与条例別表第一高等学校等教育職給料表又は別表第二中学校・小学校教育職給料表の二級又は一級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与える人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>一五 略</p>	<p>2 略</p> <p>第八条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部に所属する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、職務の級が佐賀県公立学校職員給与条例別表第一高等学校等教育職給料表又は別表第二中学校・小学校教育職給料表の二級又は一級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与える人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>一五 略</p>
<p>2 略</p> <p>第九条 教育業務連絡指導手当は、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭のうち、当該学校を所管する教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十三条第一項の規定に基づき定めた教育委員会規則に規定する主任等で、その職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものの職務を担当する教諭が、当該職務に係る業務に従事したときに支給する。</p>	<p>2 略</p> <p>第九条 教育業務連絡指導手当は、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校に所属する教諭のうち、当該学校を所管する教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十三条第一項の規定に基づき定めた教育委員会規則に規定する主任等で、その職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものの職務を担当する教諭が、当該職務に係る業務に従事したときに支給する。</p>

第五条(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>4 略</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第二十一条の二 義務教育諸学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 高等学校等(学校教育法に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部をいう。)に勤務する校長、教頭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものについては、第一項に規定する職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p>	<p>4 略</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第二十一条の二 義務教育諸学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 高等学校等(学校教育法に規定する高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部をいう。)に勤務する校長、教頭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものについては、第一項に規定する職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p>

別表第一(第5条関係)

略

備考(一) この表は、次に掲げる者に適用する。  
 ア 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手  
 イ 略  
 (二) 略

別表第一(第5条関係)

略

備考(一) この表は、次に掲げる者に適用する。  
 ア 高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手  
 イ 略  
 (二) 略

第六条(佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)に係る新旧対照表

2 略	改正後	(定義) 第二条 この条例において「義務教育諸学校等」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部をいう。
2 略	改正前	(定義) 第二条 この条例において「義務教育諸学校等」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部をいう。

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十二号

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例(昭和三十年佐賀県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第三条第一項第一号中「三、一二三人」を「三、二〇一人」に改め、同項第二号中「五、五一三人」を「五、四九一人」に改める。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	(定義) 第二条 この条例で「県立学校職員」とは、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長、教員、事務職員、技術職員及びその他の職員をいい、「市町立学校県費負担教職員」とは、市町立の中学校及び小学校の校長、教員、事務職員及び技術職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設の学校栄養職員を含む。)をいう。
改正前	(定義) 第二条 この条例で「県立学校職員」とは、県立の中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校の校長、教員、事務職員、技術職員及びその他の職員をいい、「市町立学校県費負担教職員」とは、市町立の中学校及び小学校の校長、教員、事務職員及び技術職員(学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設の学校栄養職員を含む。)に限る。)をいう。
(定数)	(定数) 第三条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は次に掲げるとおりとする。
(定数)	(定数) 第三条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は次に掲げるとおりとする。

1	県立学校職員 三、二〇一人	1	県立学校職員 三、一二三人
2	市町立学校県費負担教職員 五、四九一人	2	市町立学校県費負担教職員 五、五二三人
略		略	

佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例及び佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第十三号

佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例及び佐賀県立学校職員定

時制通信教育手当支給条例の一部を改正する条例

(佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例の一部改正)

第一条 佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例(昭和三十三年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の十」を「百分の五」に、「百分の六」を「百分の三」に改める。

(佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正)

第二条 佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例(昭和三十五年佐賀県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の十」を「百分の五」に、「百分の八」を「百分の四」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例第四

条の規定の適用については、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間においては同条中「百分の五」とあるのは「百分の七」と、「百分の三」とあるのは「百分の五」とし、同年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間においては同条中「百分の五」とあるのは「百分の六」と、「百分の三」とあるのは「百分の四」とする。

3 第二条の規定による改正後の佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例第三条の規定の適用については、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間においては同条中「百分の五」とあるのは「百分の七」と、「百分の四」とあるのは「百分の六」とし、同年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間においては同条中「百分の五」とあるのは「百分の六」と、「百分の四」とあるのは「百分の五」とする。

参考資料

第一条(佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
(支給額) 第四条 前条第一項及び第二項の手当の月額 は、給料月額に百分の五を乗じて得た額とする。ただし、佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例(昭和三十五年佐賀県条例第三十八号)第二条の規定により定時制通信教育手当を受ける者については、その者の給料月額に百分の三を乗じて得た額とする。	(支給額) 第四条 前条第一項及び第二項の手当の月額 は、給料月額に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例(昭和三十五年佐賀県条例第三十八号)第二条の規定により定時制通信教育手当を受ける者については、その者の給料月額に百分の六を乗じて得た額とする。

第二条(佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
(支給額)	(支給額)

第三条 前条第一項の手当の額は、その者の給料月額に百分の五を乗じて得た額とする。  
ただし、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十三年佐賀県条例第四十四号）第九条の二の規定により管理職手当を受ける者については、その者の給料月額に百分の四を乗じて得た額とする。

第三条 前条第一項の手当の額は、その者の給料月額に百分の十を乗じて得た額とする。  
ただし、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十三年佐賀県条例第四十四号）第九条の二の規定により管理職手当を受ける者については、その者の給料月額に百分の八を乗じて得た額とする。

佐賀県立図書館施設使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第十四号

佐賀県立図書館施設使用料条例の一部を改正する条例

佐賀県立図書館施設使用料条例（昭和三十七年佐賀県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（使用料の減免）

第四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減額し、又は免除することができる。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又はその学校で構成する団体が行う行事に施設を使用する場合
- 二 県が主催し、又は他の団体と共催して行う事業に施設を使用する場合
- 三 行事の準備をし、又は原状に復するために施設を使用する場合

別表中  
2,830 4,080  
を  
2,830  
に  
改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の佐賀県立図書館施設使用料条例第四条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に受ける許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

参考資料

佐賀県立図書館施設使用料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>第三条 略</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又はその学校で構成する団体が行う行事に施設を使用する場合</li> <li>二 県が主催し、又は他の団体と共催して行う事業に施設を使用する場合</li> <li>三 行事の準備をし、又は原状に復するために施設を使用する場合</li> </ul>	<p>第三条 略</p>

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
区 分	使 用 料 (円)			区 分	使 用 料 (円)		
	暖・冷房しない場合	暖房する場合	冷房する場合		暖・冷房しない場合	暖房する場合	冷房する場合
略				略			
展示ホール	1日	2,830		展示ホール	1日	2,830	4,080
(注) 略				(注) 略			

佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十九年三月七日  
佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十五号  
佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例  
佐賀県観光施設条例(平成元年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。  
第三条第三項中「及びコテージ」を「コテージ及びキャンプ場」に改める。  
附 則  
この条例は、規則で定める日から施行する。  
参考資料  
佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(施設) 第三条 略 2 略 3 花と冒険の島の施設は、遊具施設、自然体験ハウス、コテージ及びキャンプ場とする。	(施設) 第三条 略 2 略 3 花と冒険の島の施設は、遊具施設、自然体験ハウス及びコテージとする。

佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関する条例をここに公布する。  
平成十九年三月七日  
佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十六号  
佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関する

する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、県立福祉施設の民間への移譲を円滑に行うため、県有財産の譲与等についての特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、県立福祉施設とは、次に掲げる施設をいう。

一 佐賀婦人寮設置条例（昭和三十二年佐賀県条例第三十一号）第一条の規定により設置されている佐賀婦人寮

二 佐賀県社会福祉施設条例（昭和三十三年佐賀県条例第十七号）第二条の規定により設置されている日の隈寮、佐賀向陽園、伊万里向陽園、みどり園及び聖華園

三 佐賀県立佐賀コロニー条例（昭和四十五年佐賀県条例第六十九号）第一条の規定により設置されている佐賀県立佐賀コロニー

四 佐賀県立希望の家条例（昭和四十八年佐賀県条例第七号）第一条の規定により設置されている佐賀県立希望の家

五 佐賀県知的障害者通勤寮条例（昭和五十一年佐賀県条例第十三号）第一条の規定により設置されている金立寮及び九千部寮  
（普通財産の譲与又は減額譲渡）

第三条 知事は、県立福祉施設の建物及び不動産に属する工作物を、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人その他公共的団体が社会福祉施設の用に供するため当該社会福祉法人その他公共的団体に譲渡するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(補則)

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県立総合福祉センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第十七号

佐賀県立総合福祉センター設置条例の一部を改正する条例

（佐賀県総合福祉センター設置条例の一部改正）

第一条 佐賀県総合福祉センター設置条例（昭和五十七年佐賀県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「福祉センターの管理」を「この条例の施行」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。  
（指定管理者）

第三条 知事は、福祉センターの施設のうち勤労身体障害者教養文化体育館（以下「体育館」という。）の管理を、法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 体育館の運営に関する業務
- 二 体育館の施設の利用に関する業務
- 三 体育館の施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

第二条 佐賀県総合福祉センター設置条例の一部を次のように改正する。  
第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(利用料金)

第四条 体育館の施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を

納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、体育館の施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第四項の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十年四月一日以後の体育館の利用について、同日前に知事が行った許可は、同日以後は、その指定管理者が行ったものとみなす。

3 平成二十年三月三十一日までに知事が施設の使用の許可を行った体育館の使用に係る使用料については、県に帰属するものとする。

(佐賀県総合福祉センター施設使用料条例の一部改正)

4 佐賀県総合福祉センター施設使用料条例(昭和五十七年佐賀県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第三条第一項を削り、同条第二項中「前条第二項」を「前条第一項」に改め、同項を同条とする。

第四条ただし書を削る。

別表を削る。

参考資料

第一条(佐賀県総合福祉センター設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

(指定管理者)

第三条 知事は、福祉センターの施設のうち勤労身体障害者教養文化体育館(以下「体育館」という。)の管理を、法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

一 体育館の運営に関する業務

二 体育館の施設の利用に関する業務

三 体育館の施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手續は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

(補則)

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(補則)

第三条 この条例に定めるもののほか、福祉センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第二条(佐賀県総合福祉センター設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

(利用料金)

第四条 体育館の施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

<p>2 前項の利用料金は、体育館の施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。</p> <p>第五条 略</p>	<p>第四条 略</p>
<p>附則第四項(佐賀県総合福祉センター施設使用料条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(使用料)</p> <p>第二条</p> <p>2 略</p> <p>第三条 (使用料の減免)</p> <p>知事は、特別の理由があると認めるときは、前条第一項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p>	<p>改正前</p> <p>(使用料)</p> <p>第二条 佐賀県総合福祉センターの施設のうち別表に掲げるものを使用しようとする者は、同表に掲げる額の使用料を同表に掲げる納期までに納入しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>第三条 (使用料の減免)</p> <p>次各号のいずれかに該当する者については、前条第一項の使用料を免除する。</p> <p>一 身体障害者(知的障害者を含む。以下次号において同じ。)</p> <p>二 身体障害者の介護者</p> <p>三 前二号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者</p> <p>2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前条第二項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p>
<p>第四条 既納の使用料は、還付しない。</p> <p>第四条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第二条第一項に規定する施設について使用者の責めによらないで使用することができなくなった場合は、使用料の全部又は一部を還付する。</p>	